

第1章 策定の背景と方向性

1 マニュアルの策定と方向性

(1) 策定の経緯

平成13年6月に、大阪府の池田小学校で起きた殺傷事件は、従来の学校安全管理を超え、不審者侵入への対策や被害者等への心のケアについての必要性等新たな課題を提示した。

平成23年3月には、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が発生した。この地震に続いて、太平洋岸を中心に広範囲で津波が発生し、特に東北地方及び関東地方の太平洋岸では巨大津波により大きな被害が生じた。

平成24年4月に京都府、千葉県、愛知県において、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生した。

沖縄県においては、近年、小中高生による自転車による交通事故、高校生による二輪車事故、小学生による横断歩道以外からの飛び出し事故等が発生している。

本県は周囲を海に囲まれており、海に接する機会が多く、海浜での事故や河川での事故も発生している。また、7月から9月にかけて台風来襲による被害が多く発生しており、これら災害等の対策が重要である。

不発弾に関しては、道路工事や建設工事、学校内での工事等で、多くの不発弾等が各地で見られ、その撤去処理作業を行っている状況である。

沖縄県教育委員会としては、これらのことを踏まえ、平成13年度に策定された「不審者侵入及び火災・地震等対策：危機管理マニュアル」を見直し、新たに交通事故、水難事故、台風・大雨洪水、不発弾及び平成23年度に策定した「地震・津波災害等対策：危機管理マニュアル」を加え、「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」を新たに策定する必要がある。

(2) 策定の方向性

- ① 「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル検討委員会」（以下「マニュアル検討委員会」という。）を設置し、策定に向けた取組みを行う。
- ② マニュアル検討委員会は、学識経験者、行政関係者、関係団体に所属する者から構成し、それぞれの専門分野より助言や提言等を頂き、より実効性のあるマニュアルを策定する。
- ③ 本マニュアルの策定に当たっては、国・沖縄県の動向等を踏まえる。
- ④ 平成24年度中に本マニュアルを策定し、県内の公立小中学校及び県立学校へ通知する。
- ⑤ 内容については、必要に応じて見直しを行う。

2 マニュアルの目的

(1) 学校における防犯・防災教育及び児童生徒等の安全対策の充実

(2) 学校既存の危機管理マニュアルの見直し作成の参考

3 マニュアルの活用

本マニュアルは、各学校におけるマニュアル策定の考え方及び共通事項について記したものであり、本マニュアルを参考に、各学校に適した危機管理マニュアルを作成する必要がある。

事前・発生時の対応については、CAPDサイクルにより計画を策定することが重要である。（すなわち、「Check：現状の問題点や課題の明確化」、「Action：多様な主体（教職員、生徒、保護者、自治体等）での話し合い」、「Plan：実行計画の策定（避難計画、情報伝達計画等）」、「Do：実施（避難訓練、安全マップの作成、防災教育の実施等）」、「Check：実施後の反省と計画改善」という循環的プロセスによるものである。）

(1) 効果的な活用

- ① 危機管理マニュアルの見直しにおける具体的な項目等については、第2章以降を参照に行うこととする。(ただし、学校の状況等に応じて必要な項目を追加してもらいたい。)
- ② 校内研修等において、読み合わせ等を行い教職員の共通理解を図る。
- ③ 各教科、学活や総合的な学習の時間等において、マニュアルを活用し発達段階に応じた防犯・防災教育及び幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策の推進を図る。

(2) 防犯・防災等に関する啓発

- ① 防犯に関する標語「いかのおすし」等の掲示で意識の高揚を図る。
- ② 防犯笛等の配布により児童等の意識の高揚を図る。
- ③ 学校安全指導者講習会等を通し、児童生徒等による地域安全マップ作製により危険回避能力の育成を図る。
- ④ 各学校の海拔(標高)の表示、避難経路や避難場所等の掲示により、地震・津波に対する意識の高揚を図る。
- ⑤ 各学校においては、児童生徒等の危険回避能力の育成を図るため、避難訓練の確実な実施に努める。
- ⑥ 海拔が高い学校及び避難場所となっている学校においては、地域と連携した地域住民を受け入れるための訓練も必要となる。
- ⑦ 台風・大雨・洪水等に関する注意喚起等資料の掲示に努める。
- ⑧ 交通安全ルールやマナー等の資料についての掲示や通学路の安全点検等を通して、危険箇所の改善を図る。
- ⑨ 交通安全教室等を通して、児童生徒等の意識の高揚を図る。
- ⑩ 海や川等の危険箇所の掲示と危険生物の資料表示に努める。
- ⑪ 不発弾等への注意喚起等の資料提示に努める。

(3) 見直し改善

- ① 各学校でマニュアル検討委員会(既存の委員会等を活用)を設置し、「各学校における児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」をCAPDマネジメントサイクルを活用し検討・見直し改善を図る。
- ② 有識者、保護者、地域関係機関等の助言等も参考に内容充実を図る。

4 学校安全の推進に係る国の動向

学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）

1 背景

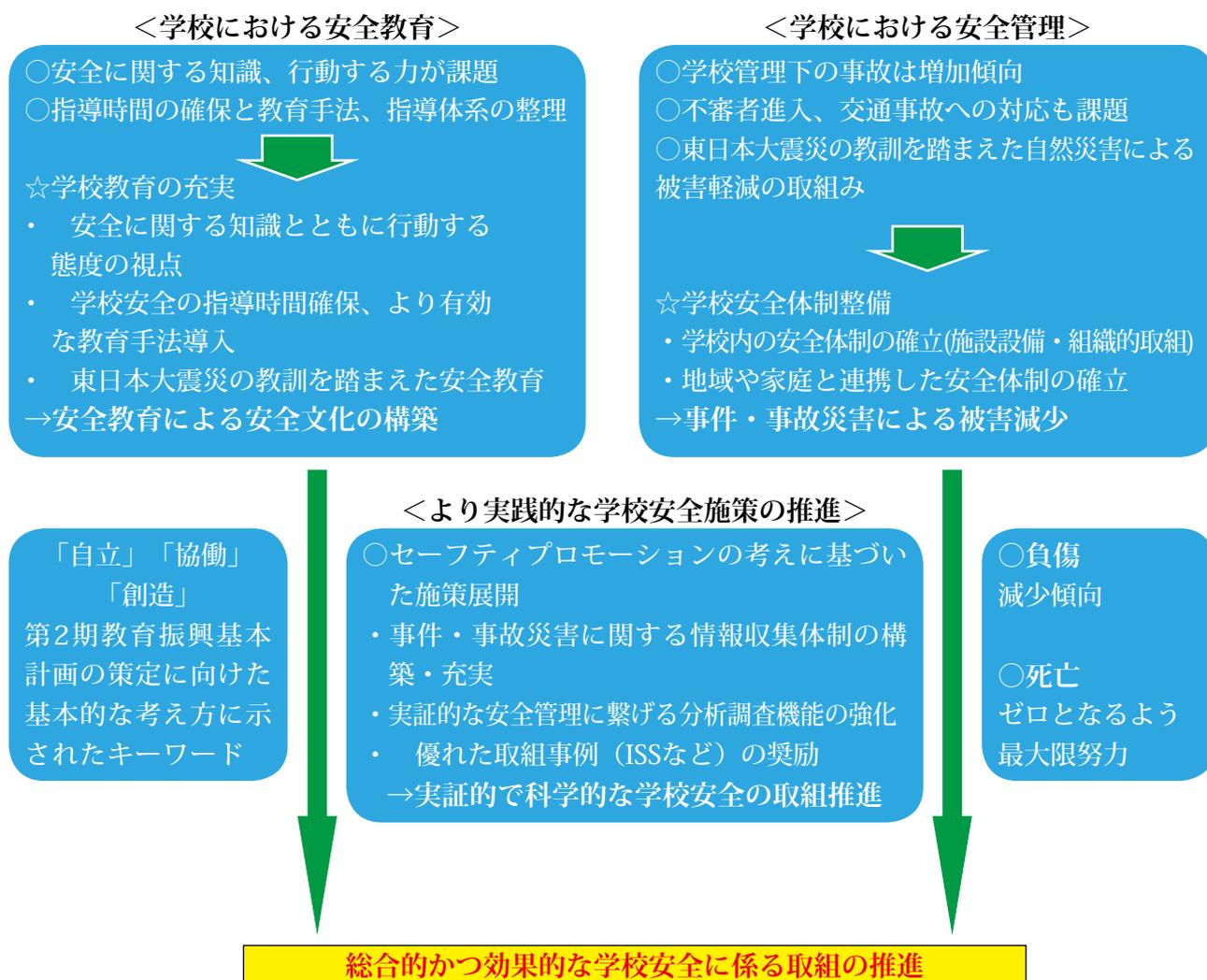
学校保健安全法の制定（旧学校保健法の改正、平成21年4月施行）

→ 「国は、各学校における安全に係る取組みを総括的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」（第3条第2項）

2 期間

平成24年度から28年度までの5年間

3 概念図



※ セーフティプロモーションとは事故や暴力及びその結果としての外傷や死亡を部門や職種を越え協働で科学的に予防しようとする取組み。

※ ISSとは体のケガや心の問題等の原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進める活動。

4 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

- 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- 教育手法の改善
- 安全教育に係る時間確保
- 避難訓練の在り方
- 児童生徒等の状況に応じた安全教育
- 情報社会への対応

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の策定と内容の充実
- 学校における人的体制の整備
- 学校における安全点検
- 学校安全に関する教職員の研修等の推進
- 危険等発生時対処要領の作成と事件事故災害が生じた場合の対応

2. 学校の施設及び設備の整備充実

- 学校施設の安全性確保のための整備
- 学校における非常時の安全に関わる整備充実

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- 地域社会との連携推進
- 家庭との連携強化

- ・国内外の取組みも含め、学校安全に係る情報収集・提供を強化
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター等と連携して学校安全に係る調査・分析を強化